

令和6年度入学生用卒業アルバム制作業者選定プロポーザル実施要項

1 業務の概要

- (1) 業務名加茂暁星高等学校令和6年度入学生用卒業アルバム制作業務
- (2) 事業の目的 本業務は、令和6年度入学生に対し、卒業後に在学時の思い出を振り返ってもらうため、アルバムを制作し、配付することを目的とする。
- (3) 制作期間及び配布日
 - ① 制作期間：令和6年3月（契約締結日）から令和9年3月31日
 - ② 配付日：令和9年卒業式前日（例：3月2日実施の場合は3月1日）
- (4) 制作部数 180冊
（普通科140名、看護科40名＋学校保管・教職員希望者数） 実数は令和9年1月中旬に決定する。
- (5) 業務内容 別紙「加茂暁星高等学校令和6年度入学生用卒業アルバム制作業務仕様書」のとおり

2 見積限度額

1冊 15,000円（消費税等含む）

3 参加資格

本プロポーザルに参加する者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 新潟県内に本社又は支社（営業所又は事業所を含む）を置く者であること。
- (3) 過去5年間（平成30年4月1日から令和5年3月31日まで）に、卒業アルバムまたはそれに準ずる記念アルバム制作の受託実績があること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規則に基づく更正手続き開始の申立てをしている者ではないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てをしている者ではないこと。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続き開始の申立てをしている者ではないこと
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。

4 説明会

開催しない

5 参加申込み及び参加資格の確認結果の通知

- (1) 提出書類 各1部 別紙様式「参加申込書」
- (2) 申込期限：令和6年3月19日（火）16時（必着）
- (3) 申込先：問合せ先に同じ
- (4) 方法：持参又は郵送

6 実施要領の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 本要領の内容に関して質問がある場合は、「質問書」(様式任意)を提出すること。

提出期限：令和6年3月19日(火)16時(必着)

申込先：問合せ先に同じ

方法：持参又は郵送

- (2) 質問への回答について

回答日：令和6年3月19日(火)以降

回答先：上記5により申込みのあった全参加者

7 企画提案書作成要領

- (1) 提出書類 5部

① 企画提案書(様式任意)

(7) 「仕様書」を踏まえ、以下の項目について記載すること。提案書はA4版サイズとし、表紙に「加茂暁星高等学校令和6年度入学生用卒業アルバム制作 業務委託提案書」と標記し、余白に会社名等を表示すること。なお、文字サイズは10ポイント以上とすること。

(イ) 内容は、「コンセプト」「企画内容」「品質」「実施スケジュール」「実施体制」などを記載する。

(ウ) 参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(エ) 提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

② 見積書 見積の総額及び諸経費等の明細を明記し、代表者印を押印すること(様式任意)

③ 人員減時の対処法(取消料収受の規定等)を記載した資料。

④ 完成見本のアルバムサンプル(審査後返却させていただきます) 1冊

- (2) 提出期限等

期限：令和6年3月25日(月)16時(必着)

提出先：問合せ先に同じ

方法：持参又は郵送

8 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

実施しない。

9 審査要領

- (1) 審査方法

(2)に定める評価基準に基づき、校内の審査委員会において提出された提案書に基づき審査し、最も優れた提案を行った者を特定する。

(2) 評価基準

項目	審査基準	配点
受託業務に関する考え方	① 事業目的を適切に理解しているか。 ② 受託業務に対する考え方や方針は明確になっているか。 ③ 全体を通して具体的な提案となっているか。	15
内容	① 特色ある提案となっているか。 ② 創意工夫がなされ、特色ある提案となっているか。 ③ 肖像権など個人情報の取り扱いへの配慮がなされているか。	15
連携体制	① 学校行事等での出張撮影・校外行事帯同撮影の対応が可能か。 ② 受注後、学校担当者との直接打ち合わせができる体制があるか。	20
費用	① 企画内容に対して適正な価格となっているか。	20
計		70

10 審査結果の通知

審査結果については、令和6年3月29日（金）に提案者に対して、それぞれに文書で通知する

11 契約の締結

審査委員会が最も優れた提案を行った者であると特定した者と委託契約の締結交渉を行う（契約書の作成要）。なお、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

12 担当（問い合わせ先）

〒959-1322 加茂市学校町16-18

加茂暁星高等学校 担当：磯部賢示

電話番号 0256-52-2000（代表） F A X 0256-52-2003

13 その他の留意事項

- (1) 提案書の作成等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された申込書、提案書等は返却しない。
- (5) 申込書の提出後に申し込みを辞退する場合は、別紙様式4「参加辞退書」を提出すること。
- (6) 失格事項 次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。
 - ① 本募集要項に適合しない書類を作成し、提出した者
 - ② 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
 - ③ 期限後に提案書を提出した者